

## 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

鶴ヶ島市（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

### （派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

### （被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

### （要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請できるものとし、後日速やかに要請書を送付するものとする。

### （相談料）

第5条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

### （費用負担）

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りではない。

### （報告）

第7条 乙は、被災者等相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、被災者等相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

### （態勢の整備等）

第8条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、前項の態勢を確保するため、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

### （情報交換等）

第9条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

### （連携）

第10条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

### （協定の期間）

第11条 本協定の期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、この期間満了1か月前までに甲又は乙から異議の申出がなければ更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(変更及び解除)

第12条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年1月29日

甲	所在地	鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1
	名称	鶴ヶ島市
	鶴ヶ島市長	齋藤芳久

乙	所在地	さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号
	名称	埼玉司法書士会
	会長	山寄秀美